

# 第12章 廃棄物

## 1. 概要

1954（昭和29）年、成田市が誕生した年に清掃法（現在は廃棄物の処理及び清掃に関する法律）が制定されました。1956（昭和31）年には成田市清掃条例を施行し、1990（平成2）年の改正により事業者及び非事業者の責務を明確化しました。その後、1993（平成5）年の全面改正により「成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を施行し、廃棄物の減量化及び再資源化を推進しています。

ごみの排出量増加に対応して、1990（平成2）年度から、いずみ清掃工場（可燃物の焼却）において24時間運転を行っていましたが、2012（平成24）年9月末で稼働を停止し、2012（平成24）年10月1日から成田富里いずみ清掃工場（可燃物の熔融）において24時間運転を行っていません。また資源の有効活用の拠点として、1998（平成10）年4月から成田市リサイクルプラザを稼働しています。

収集体系は、市内全域を8業者に委託、集積所方式（一部戸別収集）とし、2012（平成24）年10月1日から成田富里いずみ清掃工場の稼働に伴い、市内全域で分別区分を統一し、次のように収集・運搬・処理しています。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ（週2回）</li> <li>・可燃性粗大ごみ（申し込み制）</li> </ul>	→	成田富里いずみ清掃工場 24時間体制で熔融処理、畳を回収し民間業者に処理委託
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビン・カン（月2回）</li> <li>・金物・陶磁器・ガラス類（月2回）</li> <li>・有害ごみ（月2回）</li> <li>・不燃性粗大ごみ（申し込み制）</li> </ul>	→	成田市リサイクルプラザ アルミ缶、スチール缶の選別・圧縮 ビンを色別（透明・茶・その他）に分別 不燃物の破砕、金属の回収・圧縮 小型家電の売却、ガラス・陶磁器類を回収・分別し民間業者に処理委託
<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙類、衣類・布類（月2回）</li> </ul>	→	問屋に売却
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットボトル（月2回）</li> <li>・プラスチック製容器包装（月2回）</li> </ul>	→	容器包装リサイクル法に基づき、選別・圧縮後、再商品化業者に引き渡し
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃食油（拠点回収）</li> </ul>	→	再生利用業者に売却

### 【参考・2012（平成24）年9月30日以前】

下総・大栄を除く地区（以下、本章において「成田地区」という。）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃やせるごみ（週2回）</li> <li>・可燃性粗大ごみ（申し込み制）</li> </ul>	→	いずみ清掃工場 24時間体制で焼却処理
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビン・カン・ガラス（月2回）</li> <li>・金物・陶磁器類（月2回）</li> <li>・有害ごみ（月2回）</li> <li>・不燃性粗大ごみ（申し込み制）</li> </ul>	→	成田市リサイクルプラザ アルミ缶、スチール缶の選別・圧縮 ビンを色別（透明・茶・その他）に分別 不燃物の破砕、金属の回収・圧縮
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニール・プラスチック類（週1回）</li> </ul>	→	固形燃料化及びペレット化のため、業者に引き渡し
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃食油（拠点回収）</li> </ul>	→	再生利用業者に売却

下総・大栄地区

<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ（週2回）</li> <li>・可燃性粗大ごみ（直接搬入）</li> </ul>	→	伊地山クリーンセンター（香取広域市町村圏事務組合）〔2012（平成24）年3月31日まで〕
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビン・カン（月1回）</li> <li>・不燃ごみ（月1回）</li> <li>・不燃性粗大ごみ（直接搬入）</li> </ul>	→	いずみ清掃工場〔2012（平成24）年4月1日から〕 伊地山粗大ごみ処理施設（香取広域市町村圏事務組合）〔2012（平成24）年3月31日まで〕 成田市リサイクルプラザ〔2012（平成24）年4月1日から〕
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットボトル（月1回）</li> </ul>	→	選別・圧縮後、再商品化業者に引き渡し
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃食油（拠点回収）</li> </ul>	→	再生利用業者に売却

し尿及び浄化槽汚泥については、処理量の増加に対応するため、1987（昭和62）年10月より、成田浄化センターを稼働し処理にあたっています。

収集体系については、し尿は委託業者3社、浄化槽汚泥は許可業者10社で収集運搬しています。

## 2. 成田市一般廃棄物処理基本計画

近年、日本の廃棄物行政を取り巻く状況は日々変化しており、各種リサイクル法の制定や改正、企業の拡大生産者責任の理念の拡大、ダイオキシン類等の有害物質対策の強化、最終処分場のひっ迫、広域処理の展開、さらに京都議定書に伴う温室効果ガスの排出量の削減など、多くの課題を抱えています。こうした課題への対応として、限られた資源を有効活用し、恵み豊かな地球環境を将来に引き継ぐために、一般廃棄物の減量化とともに資源循環利用を促し、持続可能な循環型社会の構築が求められています。

本市の一般廃棄物の処理に係る施策については、2008（平成 20）年 3 月に策定した「成田市一般廃棄物処理基本計画」により、市町合併後の新しいごみ処理体系の構築や、新清掃工場の整備等に取り組んできたところですが、計画期間の中間時期における状況把握や計画の進捗状況に対応するため、2017（平成 29）年を計画目標年度とし、2012（平成 24）年度に中間見直しを行いました。

その後、2017（平成 29）年度の計画目標年度を迎えるに当たり、市民・事業者・市が一体となつてごみの減量と適正処理に努め、また、生活排水の適正な処理を図り、循環型社会の構築をより一層推進するため、一般廃棄物処理基本計画を改訂しました。

### (1) 計画の位置付け

本計画は国の「第 3 次循環型社会形成推進基本計画」、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」、千葉県の「第 9 次廃棄物処理計画」との整合性を踏まえ、目標値を設定しています。

また、本市の上位計画である「成田市総合計画『NARITA みらいプラン』」、「成田市環境基本計画」、市の関連計画とも整合を図っています。

### (2) 計画期間

計画期間は、2018（平成 30）年度を初年度とし、2027（平成 39）年度を目標年度とする 10 年間としています。なお、社会情勢の変化や関連計画との進捗状況に対応するため、2022（平成 34）年度を中間目標年度とし、見直しを行うほか、関連法や制度の改正など一般廃棄物の状況に注視し、適宜見直しを行います。

### (3) 基本理念

市民・事業者・市の共同で 3R を推進し、循環型社会「NARITA」を構築する

循環型社会形成推進基本法及びそれに基づく容器包装リサイクル法をはじめとする個別法により、廃棄物・リサイクル対策は総合的かつ計画的に推進する基盤が確立され、本市においても 3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））をはじめとする各種の取組の推進や、ごみ溶融処理施設やストックヤードの整備により、廃棄物の適正処分が確保される循環型社会が構築されつつあります。

国では第 3 次循環型社会形成推進基本計画（2013（平成 25）年 5 月）において、再生利用（Recycle）より優先順位の高い発生抑制（Reduce）・再使用（Reuse）の取組がより進む社会経済システムの構築や、バイオマス系循環資源のエネルギーへの再資源化などの取組が謳われ、千葉県が国の基本方針を踏まえ 2016（平成 28）年 3 月に策定した「千葉県廃棄物処理計画」では「循環型社会への更なる転

換」、「低炭素社会の形成への配慮」、「廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用」という基本的な方向性に、千葉県総合計画で目指す「安全で安心して暮らせる地域社会づくり」の視点を加えた基本方針を定めています。

一方、「成田市総合計画『NARITA みらいプラン』」では「安全・安心でうるおいのある生活環境をつくる」を基本方向と位置づけ、「ごみ処理の適正化と環境衛生の向上に努める」を基本施策とし、資源循環型社会の形成を目指しており、成田市環境基本計画では、「3Rによる循環型まちづくり」を重点プロジェクトに位置づけています。

本計画では、国や県の示す基本方針、本市の総合計画、環境基本計画との整合性を図り、市民、事業者、市が各々の立場において、また、協働で3Rを推進することが循環型社会の構築に繋がるものとし「市民・事業者・市の協働で3Rを推進し、循環型社会『NARITA』を構築する」を基本理念とします。

#### (4) 数値目標

発生抑制・資源分別の観点から、ごみの中の潜在的な資源物を回収して再利用を促し、リサイクルを徹底させることを目標の軸としました。

- ①ごみ総排出量：2027（平成39）年度までに47,300 t以下に抑制します。
- ②1人1日当たりの総排出量：2027（平成39）年度までに938 g/人・日に引き下げます。
- ③1人1日当たりの家庭ごみ排出量：2027（平成39）年度までに430 g/人・日に引き下げます。
- ④リサイクル率：2027（平成39）年度までに28%に引き上げます。
- ⑤最終処分率：2027（平成39）年度までに5.7%に引き下げます。

表 12-1 「成田市一般廃棄物処理基本計画」目標値

項目	現状 (2016(H28)年度)	中間年度 (2022(H34)年度)	目標年度 (2027(H39)年度)
人口	132,212 人	136,335 人	137,777 人
総排出量	53,271 t	50,600 t	47,300 t
1人1日当たりの総排出量	1,104 g	1,017 t	938 g
1人1日当たりの家庭ごみ排出量	579 g	504 g	430 g
リサイクル率	12.3 %	21.1 %	28.0 %
最終処分率	8.0 %	6.6 %	5.7 %

※2016（平成28）年は実績値（9月30日人口）、2022（平成34）年、2027（平成39）年は「成田市人口ビジョン」に基づく推計人口（10月1日人口）です。推計は5年ごとのため、推計値のない期間は直線補完にて算出しています。

### 3. 現 状

#### (1) ごみの排出量

2008（平成20）年度から2017（平成29）年度のごみ排出量実績と推移は表12-2に示すとおりです。ごみ収集量については、2008（平成20）年度以降、緩やかな減少傾向となっていました。2012（平成24）年度より、若干の増加が見られます。

表12-2 種類別ごみ収集量・搬入量の実績と推移

項目		年度	2008(H20)		2009(H21)		2010(H22)		2011(H23)	
			成田 地区	下総・大栄 地区	成田 地区	下総・大栄 地区	成田 地区	下総・大栄 地区	成田 地区	下総・大栄 地区
人口	行政区域内人口(人)		103,212	20,026	104,771	19,871	106,974	19,426	107,545	19,244
委託 収集 量	焼却 対象 物	年間量 (t/年)	24,999.2	2,831.3	24,765.4	2,912.9	24,243.8	2,876.7	24,243.8	2,876.7
		1日平均量 (t/日)	68.3	7.7	67.9	8.0	66.4	7.9	66.4	7.9
		1人1日平均量 (g/人/日)	662	386	648	402	621	406	621	406
	不 燃 物	年間量 (t/年)	2,561.2	512.1	2,411.7	488	2,356.0	457.8	2,356.0	457.8
		1日平均量 (t/日)	7.0	1.4	6.6	1.3	6.5	1.3	6.5	1.3
		1人1日平均量 (g/人/日)	68	70	63	67	60	65	60	65
	計	年間量 (t/年)	27,560.4	3,343.4	27,177.1	3,400.9	26,599.8	3,334.5	26,599.8	3,334.5
		1日平均量 (t/日)	75.3	9.1	74.5	9.3	72.9	9.1	72.9	9.1
		1人1日平均量 (g/人/日)	730	456	711	469	681	470	681	470
許可 収集 量・ 直接 搬入 量	焼却 対象 物	年間量 (t/年)	18,021.8	2,126.4	16,931.0	2,207.8	16,252.7	2,102.9	16,252.7	2,102.9
		1日平均量 (t/日)	49.2	5.8	46.4	6.0	44.5	5.8	44.5	5.8
		1人1日平均量 (g/人/日)	477	290	443	304	416	297	416	297
	不 燃 物	年間量 (t/年)	1,141.3	128	1,032.6	91.2	998.1	55	998.1	55
		1日平均量 (t/日)	3.1	0.3	2.8	0.2	2.7	0.2	2.7	0.2
		1人1日平均量 (g/人/日)	30	17	27	13	26	8	26	8
	計	年間量 (t/年)	19,163.1	2,254.4	17,963.6	2,299.0	17,250.8	2,157.9	17,250.8	2,157.9
		1日平均量 (t/日)	52.4	6.2	49.2	6.3	47.3	5.9	47.3	5.9
		1人1日平均量 (g/人/日)	507	308	470	317	442	304	442	304
計	焼却 対象 物	年間量 (t/年)	43,021.0	4,957.7	41,696.4	5,120.7	40,496.5	4,979.6	40,496.5	4,979.6
		1日平均量 (t/日)	117.5	13.5	114.2	14.0	110.9	13.6	110.9	13.6
		1人1日平均量 (g/人/日)	1139	676	1090	706	1037	702	1037	702
	不 燃 物	年間量 (t/年)	3,702.5	640.1	3,444.3	579.2	3,354.10	512.8	3,354.10	512.8
		1日平均量 (t/日)	10.1	1.7	9.4	1.6	9.2	1.4	9.2	1.4
		1人1日平均量 (g/人/日)	98	87	90	80	86	72	86	72
合 計	年間量 (t/年)	46,723.5	5,597.8	45,140.7	5,699.9	43,850.6	5,492.4	43,850.6	5,492.4	
	1日平均量 (t/日)	127.7	15.3	123.7	15.6	120.1	15.0	120.1	15.0	
	1人1日平均量 (g/人/日)	1237	764	1180	786	1123	775	1123	775	

項目		年度		2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
		2012 (H24)	2013 (H25)						
人口	行政区域内人口(人)			110,893	131,235	131,594	131,829	132,212	132,949
委託 収集量	焼却対象物	年間量 (t/年)		27,158.6	27,126.4	27,219.8	27,219.7	27,125.6	26,867.4
		1日平均量 (t/日)		74.4	74.3	74.6	74.4	74.3	73.6
		1人1日平均量 (g/人/日)		671	566	567	564	562	554
	不燃物	年間量 (t/年)		2,654.1	2,557.2	2,469.9	2,458.4	2,436.4	2,412.3
		1日平均量 (t/日)		7.3	7.0	6.8	6.7	6.7	6.6
		1人1日平均量 (g/人/日)		66	53	51	51	51	50
	計	年間量 (t/年)		29,812.7	29,683.6	29,689.7	29,678.1	29,562.0	29,279.8
		1日平均量 (t/日)		81.7	81.3	81.3	81.1	81.0	80.2
		1人1日平均量 (g/人/日)		737	620	618	615	613	603
許可 収集量・ 直接搬入量	焼却対象物	年間量 (t/年)		18,597.9	19,347.9	20,200.1	20,424.0	20,861.1	20,605.4
		1日平均量 (t/日)		51.0	53.0	55.3	55.8	57.2	56.5
		1人1日平均量 (g/人/日)		459	404	421	423	432	425
	不燃物	年間量 (t/年)		930.4	920.2	919.2	946.4	984.8	927.2
		1日平均量 (t/日)		2.5	2.5	2.5	2.6	2.7	2.5
		1人1日平均量 (g/人/日)		23	19	19	20	20	19
	計	年間量 (t/年)		19,528.3	20,268.1	21,119.3	21,370.4	21,845.9	21,532.6
		1日平均量 (t/日)		53.5	55.5	57.9	58.4	59.9	59
		1人1日平均量 (g/人/日)		482	423	440	443	452	444
計	焼却対象物	年間量 (t/年)		45,756.5	46,474.3	47,419.9	47,643.7	47,986.8	47,472.8
		1日平均量 (t/日)		125.4	127.3	129.9	130.2	131.5	130.1
		1人1日平均量 (g/人/日)		1130	970	987	987	994	978
	不燃物	年間量 (t/年)		3,584.5	3,477.4	3,389.1	3,404.8	3,421.1	3,339.5
		1日平均量 (t/日)		9.8	9.5	9.3	9.3	9.4	9.1
		1人1日平均量 (g/人/日)		89	73	71	71	71	69
合計	年間量 (t/年)		49,341.0	49,951.7	50,809.0	51,048.5	51,407.9	50,812.4	
	1日平均量 (t/日)		135.2	136.9	139.2	139.5	140.8	139.2	
	1人1日平均量 (g/人/日)		1219	1043	1058	1058	1065	1047	

(2) し尿・浄化槽汚泥排出量

2008（平成20）年度から2017（平成29）年度までのし尿・浄化槽汚泥処理の状況は表12-3で示すとおりです。合併により処理量が増加しましたが、概ね減少傾向を辿っています。また、2008（平成20）年度から下総・大栄地区のし尿・浄化槽汚泥を成田浄化センターへ搬入しており、1日当たりの処理量が増加したことから、施設の設計を見直し、処理能力を日量80kLから120kLに変更し処理を行なっています。し尿及び浄化槽汚泥排出量のそれぞれの実績と推移については表12-4に示すとおりです。

浄化槽法では、浄化槽を設置した場合、その管理者に対して保守点検及び清掃、また指定検査機関による法定検査を義務付けるとともに、不適正浄化槽の管理者に対しては事後指導を行っています。また県では、保守点検業者に対して「登録条例」に基づき適正な保守点検業務の実施を指導しています。

合併処理浄化槽設置の補助については、50人槽までを対象に1988（昭和63）年度から補助金制度を設け、適正な維持管理の推進に努めています。

表12-3 し尿・浄化槽汚泥処理の状況 (単位：kL)

年度	区分	収集人口（人）		収集量・処理量	1日平均 処理量
		くみ取り人口	浄化槽人口		
2008(H20)		5,569	31,842	29,039.0	79.6
2009(H21)		5,423	31,073	28,739.0	78.7
2010(H22)		5,255	30,543	29,127.0	79.8
2011(H23)		5,131	29,779	28,063.0	76.9
2012(H24)		5,082	30,011	27,254.0	74.7
2013(H25)		4,380	30,285	26,977.0	73.9
2014(H26)		3,827	30,202	26,479.0	72.5
2015(H27)		3,347	30,110	27,010.4	73.8
2016(H28)		2,997	30,018	26,946.7	73.8
2017(H29)		2,685	29,912	26,081.9	71.5

表12-4 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績と推移 (単位：kL)

年度	区分	し尿	浄化槽汚泥	合計	日量
2009(H21)	5,169.0	23,570.0	28,739.0	78.7	
2010(H22)	4,983.0	24,144.0	29,127.0	79.8	
2011(H23)	3,853.0	24,210.0	28,063.0	76.9	
2012(H24)	3,423.0	23,831.0	27,254.0	74.7	
2013(H25)	3,266.0	23,711.0	26,977.0	73.9	
2014(H26)	3,244.0	23,235.0	26,479.0	72.5	
2015(H27)	3,156.6	23,853.8	27,010.4	73.8	
2016(H28)	3,083.1	23,863.5	26,946.7	73.8	
2017(H29)	3,059.0	23,022.9	26,081.9	71.5	

表 12-5 合併処理浄化槽設置基数

(単位：基)

年度 区分	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
5人槽	91	79	99	70	83	86	69	73	72	42
6人槽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7人槽	38	46	39	31	32	32	25	29	15	12
8人槽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10人槽	3	5	5	10	8	6	5	1	4	1
11～15人槽	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
16～20人槽	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
21～25人槽	6	0	0	2	1	2	1	1	0	1
26～30人槽	0	2	1	0	0	0	2	0	0	0
31～40人槽	0	5	0	0	1	1	1	0	0	1
41～50人槽	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0
合計	139	140	145	115	126	127	103	104	91	57

## (3) ごみの収集量

1990（平成2）年度から家庭ごみの収集を市内全域委託収集とし、事業所ごみについては直接搬入、もしくは許可業者による収集としています。2008（平成20）年度と2017（平成29）年度で比較すると、家庭ごみが4.3%減少、事業所ごみが6.2%増加しており、ごみの量全体では0.1%の減少となります。また、2016（平成28）年度と2017（平成29）年度で比較すると、家庭ごみは1%の減少、事業所ごみは1.5%の減少となり、ごみの量全体では1.2%の減少となっています。

表 12-6 ごみ収集方法別収集量・搬入量の推移

(単位：t)

年度 収集方法	2008(H20)				2009(H21)				2010(H22)			
	成田地区		下総・大栄地区		成田地区		下総・大栄地区		成田地区		下総・大栄地区	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
委託	27,177.1	74.5	3,400.9	9.3	26,725.8	73.2	3,373.4	9.2	26,599.8	72.9	3,334.5	9.1
許可	16,093.0	44.1	1,671.3	4.6	15,254.5	41.8	1,484.9	4.1	15,276.8	41.8	1,516.0	4.2
直接搬入	1,870.6	5.1	627.6	1.7	1,976.9	5.4	692.4	1.9	1,974.0	5.4	641.9	1.7
合計	45,140.7	123.7	5,699.9	15.6	43,957.2	120.4	5,550.7	15.2	43,850.6	120.1	5,492.4	15.0

年度 収集方法	2011(H23)				2012(H24)		2013(H25)	
	成田地区		下総・大栄地区					
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
委託	26,786.9	73.2	3,319.6	9.1	29,812.8	81.7	29,683.6	81.3
許可	14,889.5	40.7	1,282.7	3.5	16,936.5	46.4	17,258.5	47.3
直接搬入	2,192.2	6.0	775.5	2.1	2,591.8	7.1	3,009.6	8.2
合計	43,868.6	119.9	5,377.8	14.7	49,341.1	135.2	49,951.7	136.9

年度 収集方法	2014(H26)		2015(H27)		2016(H28)		2017(H29)	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
	委託	29,689.7	81.3	29,678.1	81.1	29,562.0	81.0	29,279.8
許可	18,018.4	49.4	18,133.1	49.5	18,043.5	49.4	18,052.2	49.4
直接搬入	3,100.9	8.5	3,237.3	8.8	3,802.4	10.4	3,480.3	9.5
合計	50,809.0	139.2	51,048.5	139.5	51,407.9	140.8	50,812.4	139.2

(4) 処理方法別処理量

収集されたごみは、そのほとんどが焼却（収集量の約84%）されていたことから、再資源化を進めるため、1999（平成11）年度から、「ビニール・プラスチック類」の固形燃料化・ペレット化への取り組みを行っていましたが、2012（平成24）年10月の分別区分変更後からは、容器包装リサイクル法の基準のもと、「容器包装プラスチック」及び「ペットボトル」の指定法人ルートでの再生に取り組むほか、「紙類、衣類・布類」の分別収集を開始し、2008（平成20）年度から回収を実施している廃食油と共に民間再生事業者に売却しています。また、2015（平成27）年10月から畳を固形燃料、ガラス・陶磁器類を土木資材等として資源化する取り組みを行っており、加えて小型家電を売却する取り組みも行っています。

また、清掃工場での処理後に発生する残さについては、いずみ清掃工場では排出される焼却灰をこれまでの埋め立て処分に変わり、2002（平成14）年12月からエコセメント化や溶融固化に処分方法を変更し、その後2012（平成24）年10月の成田富里いずみ清掃工場稼働後は、処理生成物として飛灰・スラグ・メタルを排出しています。

なお、成田クリーンパークは全ての埋立てを2007（平成19）年3月に終了しています。

表12-7 ごみ処理方法別処理量の推移

（単位：t）

年度 処理方法	2008(H20)				2009(H21)				2010(H22)			
	成田地区		下総・大栄地区		成田地区		下総・大栄地区		成田地区		下総・大栄地区	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
焼却・溶融	37,570	102.9	5,235	14.3	36,479	99.9	5,080	13.9	36,399	99.7	5,079	13.9
埋立	1,297	3.6	1,126	3.1	1,084	3.0	1,030	2.8	1,647	4.5	953	2.6
有価物回収	1,958	5.4	151	0.4	2,010	5.5	212	0.6	1,956	5.4	178	0.5
ビニ・プラの資源化	4,086	11.2	—	—	4,053	11.1	—	—	4,022	11.0	—	—
焼却灰等の資源化	4,615	12.6	—	—	4,532	12.4	—	—	4,019	11.0	—	—
廃食油回収	—	—	—	—	1.9	—	0.5	—	2.0	—	0.5	—
資源物回収	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

年度 処理方法	2011(H23)				2012(H24)				2013(H25)		2014(H26)	
	成田地区		下総・大栄地区		成田地区		下総・大栄地区		年度量	日量	年度量	日量
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
焼却・溶融	36,379	99.4	5,015	13.7	40,995	112.3	47,020	128.8	47,020	128.8	46,572	127.6
埋立	2,265	6.2	1,055	2.9	914	2.5	3,363	9.2	3,363	9.2	3,342	9.2
有価物回収	1,947	5.3	462	1.3	1,799	4.9	2,146	5.9	2,146	5.9	2,222	6.1
ビニ・プラの資源化	4,073	11.1	—	—	2,421	6.6	919	2.5	919	2.5	792	2.2
焼却灰等の資源化	3,501	9.6	—	—	2,653	7.3	838	2.3	838	2.3	723	2.0
廃食油回収	2.4	—	0.5	—	3.8	—	3.9	—	3.9	—	3.9	—
資源物回収	—	—	—	—	2,882	7.9	3,224	8.8	3,224	8.8	2,952	8.1

年度 処理方法	2015(H27)		2016(H28)		2017(H29)	
	年度量	日量	年度量	日量	年度量	日量
焼却・溶融	48,705	133.1	48,723	133.5	46,412	127.1
埋立	3,606	9.9	3,273	9.0	2,488	6.8
有価物回収	2,115	5.8	2,062	5.6	1,987	5.4
ビニ・プラの資源化	709	1.9	680	1.9	715	2.0
焼却灰等の資源化	803	2.2	721	2.0	761	2.1
廃食油回収	3.6	—	3.5	—	3.8	—
資源物回収	3,043	8.3	3,024	8.3	2,867	7.9



## 4. 今後の対策

県では、「一般廃棄物減量化・再資源ガイドライン」、「一般廃棄物減量化・再資源マニュアル」を策定し、市町村に対して具体的な方法を示しつつ、減量化・再資源化対策を推進しています。

市では、先見性をもって廃棄物減量化・再資源化を基本とした計画的な処理を推進することが重要となります。集団回収や事業者及び住民への啓発指導等を行い、廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理の推進に努め、新たな最終処分場の設置を検討します。浄化槽については、合併処理浄化槽の設置の拡大を図ります。

なお、県ではごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場の設置等に対し国庫及び県費補助を行い、施設の整備拡充を図っています。

### (1) 一般廃棄物

ごみの排出量を抑制するため、家庭用ごみ減量器具の購入補助制度や、区、自治会や子ども会等を対象としたリサイクル運動を積極的に推進します。また、まだ使える木製家具や自転車の再生販売や、家庭系のごみ、事業系のごみそれぞれについて、資源物の分別を徹底するよう意識の高揚を図ります。また、ストックヤード等の整備にあわせ、更なる資源化を図り、生活環境の保全に努めます。

### (2) 産業廃棄物

都市化の進展、経済の発展と相まって産業廃棄物は複雑多様化し、量もますます増加しつつあります。このため千葉県と連携のもと、排出事業者に対しては発生量の抑制、減量化、再利用化の促進を、処理業者に対しては産業廃棄物の性状に応じた適正な処理・処分を指導しています。

一方、最終処分場の延命化、県外産業廃棄物の不法投棄等の防止を目的に、1990（平成2）年2月に「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」が制定され、県外排出事業者に対して事前協議を義務づけ自己処理責任を明確にするとともに、適正処理の推進が図られています。

### (3) 不法投棄対策

廃棄物の不法投棄は、人目に付きにくい道路沿いや山林などで、早朝・夜間・休日等に多く発見されており、行政の監視だけでは限界があります。

そこで地元住民の方を不法投棄監視員に委嘱し、各地域をパトロールして、必要のある場合は市に通報してもらう「不法投棄監視員制度」を1991（平成3）年1月から、また、民間委託による夜間のパトロールを1997（平成9）年11月から実施しております。

さらに不法投棄が多い箇所には監視カメラを設置し、地区ごとに廃棄物不法投棄監視員設置地区看板を立てるとともに、随時パトロールを実施し、不法投棄を未然に防止するために監視の強化を図っていきます。

表 12-8 不法投棄回収件数

年度	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
件数	434	437	527	477	497	593	715	789	689	722